

岩手県告示第407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、本波義男に対し、第二十一漁栄丸（漁船登録番号 I T 3 - 45980）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和4年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和4年7月12日(火) 午後3時から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎4階第1会議室